

### 3. 利用者ニーズを踏まえたユニバーサルデザイン化の進め方事例

#### 3.1. 利用者と連携したPDCAサイクルの確立事例（大阪府豊中市）

##### (1) 豊中市バリアフリー推進協議会の継続的な開催

豊中市では、バリアフリー事業の進行管理及び継続的改善のための意見交換の場として豊中市バリアフリー推進協議会<sup>3</sup>（学識経験者、福祉関係団体、事業者等による構成）を設置している。

協議会は年1回開催され、各部門（道路、市有施設、公園等）の整備実施箇所等や今後の整備予定について報告している。協議会の資料や議事録は、豊中市のホームページ<sup>4</sup>で公表している。

また、整備完了した箇所についてはこれまでの整備結果をバリアフリーマップ（図3-2）としてとりまとめ、情報提供している。

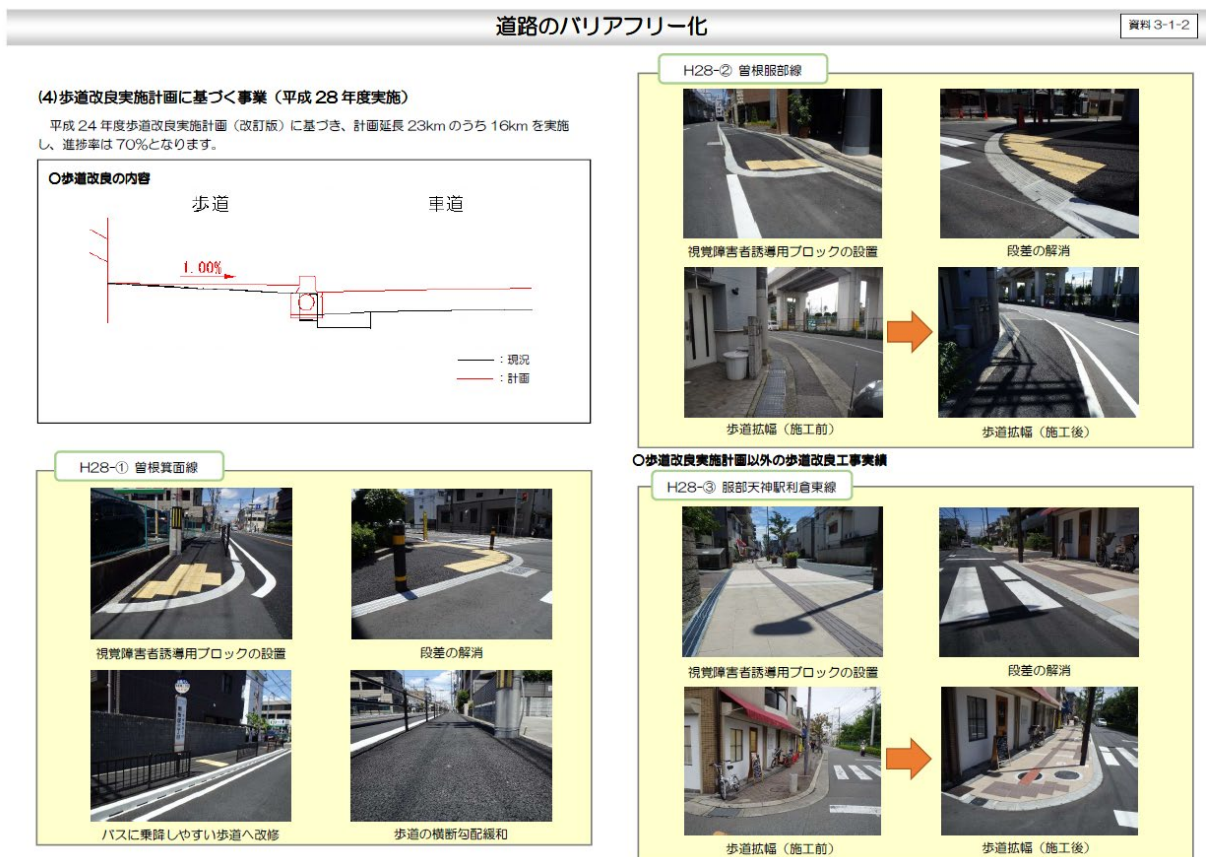


図 3-1 整備実施箇所の報告例

出典：豊中市バリアフリー推進協議会資料

<sup>3</sup> 豊中市バリアフリー推進協議会 設置要綱

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/bariafuri/bariafurisuisin/H29suisinkyougikai.files/settiyoukouH29.pdf>

<sup>4</sup> 豊中市バリアフリー推進協議会 <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/bariafuri/bariafurisuisin/index.html>

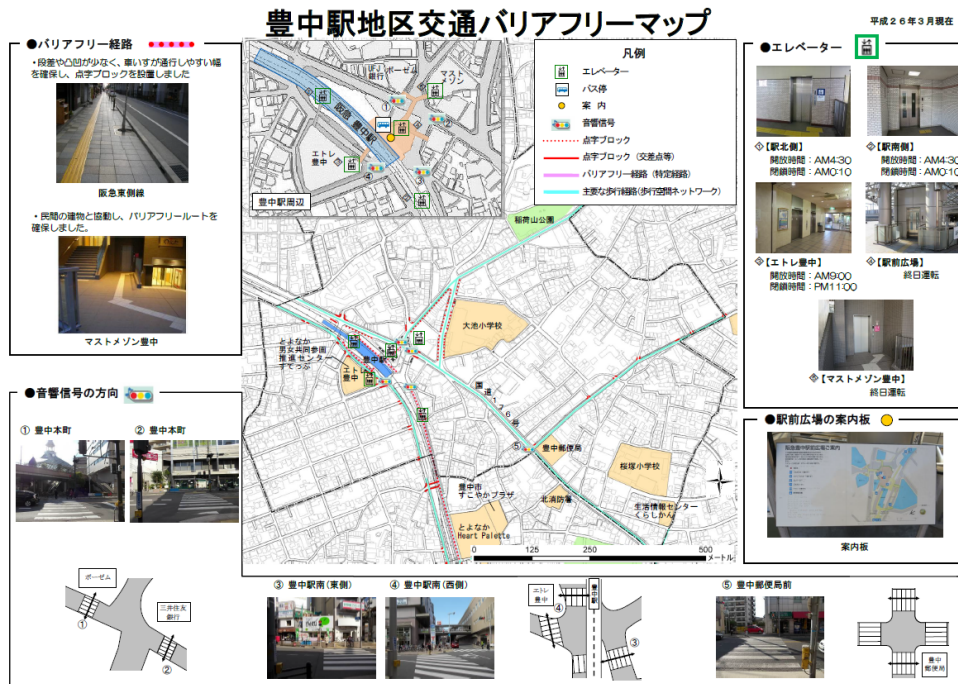


図 3-2 地区ごとのバリアフリーマップの報告例

出典：豊中市バリアフリー推進協議会資料

## (2) 豊中市バリアフリーチェックシステムの導入

障害者用施設の使い勝手をよりよくするため、事業者が設計・工事段階で障害者の意見を聴くことができるバリアフリーチェックシステム<sup>5</sup>を導入している。バリアフリー整備の実施詳細（例：トイレ内のフックの位置と数など）は、基本構想策定時のタウンウォッチングやワークショップだけでは不明瞭なこともあり、施工段階での使い勝手の確認をしている。

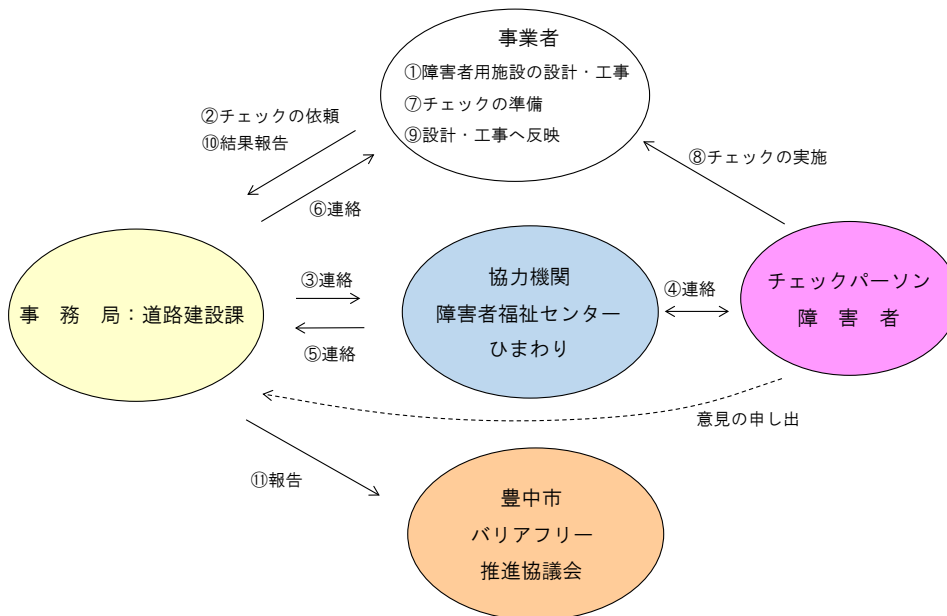


図 3-3 豊中市バリアフリーチェックシステムの進め方

出典：バリアフリーチェックシステム要綱

<sup>5</sup> バリアフリーチェックシステム要綱  
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/reiki/youkou/toshikiban/youkou2.files/H24501checkyoukou0.pdf>

多機能トイレ、エレベーター、券売機、点字案内板、音声案内装置、誘導経路、視覚障害者誘導用ブロック、手すりの点字等について、きめ細かい仕様の決定に役立っている。

平成 24 年には、踏切内に設置した「視覚障害者用誘導標示」の位置や効果等について意見を伺い、設置位置に問題がないことを確認した。



写真 3-1 踏切内の「視覚障害者用誘導標示」と視覚障害者の意見把握状況

### (3) 取組の効果

協議会における事業報告やチェックシステムの活用により事業を進めることで、事業着実な実施が進められているとともに、整備完了後の障害者等からの苦情が大幅減少した。

(第 1 回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰 受賞事例の概要より)

### (4) 参考資料

#### 1) 豊中市バリアフリー推進協議会 設置要綱

##### (設置)

第 1 条 バリアフリー事業の進行管理及び継続的改善のための意見交換の場として、豊中市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は次のとおりとし、協議会にて広く意見を聴取する。

- (1) 交通、市有施設、公園、駐車場、これらバリアフリー整備に関連するソフト施策の 5 部門における各事業者が策定した計画に基づく事業進捗に関すること。
- (2) その他バリアフリー事業に係る必要と認める事項に関すること。

##### (組織)

第 3 条 協議会は、会長、委員及びアドバイザーで組織する。

- 2 会長は、都市基盤部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員及びアドバイザーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員を新たに指名し、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

##### (会長)

第 4 条 会長は、協議会の事務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員がその職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、豊中市都市基盤部道路建設課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

種別		所属	役職	
委員	市民代表	豊中市身体障害者福祉会視覚部会	会長	
		豊中市身体障害者福祉会肢体部会	会長	
		豊中市身体障害者福祉会ろうあ部会	会長	
		NPO 法人 CIL 豊中 豊中市障害者自立支援センター	管理者	
		歩道調査ユニット	調査代表	
	事業者	大阪府池田土木事務所維持保全課	課長	
		大阪国道事務所	事業対策官	
		大阪府豊中警察署交通課	課長	
		大阪府豊中南警察署交通課	課長	
		阪急電鉄(株)都市交通事業本部技術部	課長	
		大阪高速鉄道(株)運輸部	次長	
		北大阪急行電鉄(株)鉄道事業部施設課	課長	
		阪急バス(株)自動車事業部業務課	副部長	
	市	資産活用部施設活用課	課長	
		健康福祉部障害福祉課	課長	
		環境部公園みどり推進課	課長	
		都市基盤部交通政策課	次長兼課長	
		都市基盤部道路建設課	課長	
	アドバイザー	学識経験者	市長が委嘱する学識経験者 若干名	
			国土交通省近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課	課長
行政		大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	主査	

## 2) バリアフリーチェックシステム要綱

(目的・位置づけ)

第1条 バリアフリーチェックシステム（以下、「本システム」という）は、安全で利用しやすい障害者用施設を設置するため、ガイドラインなどの基準にない細部の仕様を決定する必要のある場合、事業者が障害者のチェックを受け、その意見を参考として工事を実施することができるシステムとする。

2 本システムは、「豊中市バリアフリー推進協議会（以下、「協議会」という）」の下に位置づけられた制度とする。

(適用)

第2条 対象工事は、豊中市内の公共交通機関、道路、路外駐車場、公園等のバリアフリー化事業の内、障害者用施設の新設又は改良を伴う工事とする。

2 対象施設は、障害者の利用方法を考慮し、細部の仕様を決定する必要があるエレベーター、トイレ、視覚障害者誘導用ブロック、点字案内板及び音響案内装置等の障害者用施設とする。

3 本システム利用の判断は、原則として、事業者が行うものとする。

(事務局等)

第3条 本システムの事務局は、豊中市都市基盤部道路センター道路建設課とする。

2 チェックを行う障害者（以下、「チェックパーソン」という）との連絡調整を行う協力機関は、豊中市立障害福祉センターひまわり（以下、「ひまわり」という）とする。

(チェックの要領)

第4条 チェックは現地又は図面上等で行う。

2 チェックは、車いす利用者、視覚障害者、聴覚障害者等の内、事業者が希望する障害種別数名で実施する。

3 チェックには、事業者、チェックパーソン及び事務局等が立ち会う。

4 当日の進行は、簡単な説明、チェック、意見交換の順で行う。

(システムの進め方)

第5条 別図「本システムの進め方」を参照。

(事業者の役割)

第6条 事務局への依頼は、チェック日の1箇月前までとし、工事概要、チェックを受けたい事項、希望する障害種別等を示す書類（別紙様式1参照）を提出する。

2 事業者は、チェック場所（会議室又は現地）及び必要な説明資料を用意する。

3 事業者は、チェックパーソンの意見を受け、工事にどのように反映させるか、又はさせないかの判断を行うものとする。

4 事業者は、チェック後、意見の内容とそれに対する考え方（どのように反映させるか、又はなぜできないのか等）を整理した書類（別紙様式4参照）を事務局に提出する。

(事務局等の役割)

第7条 事務局は、事業者からチェックの依頼を受けた場合、書面（別紙様式2参照）を添え、速やかにひまわりに連絡する。

2 ひまわりは、チェックパーソンを選出し、本人と日時の調整を行う。

3 事務局は、本システムの進行管理を行うと共に活動状況を取りまとめ、協議会に報告する。

4 事務局及びひまわりは、事業者とチェックパーソン間に問題が生じた場合、連携し、調整する。

(チェックパーソンの役割)

第8条 チェックパーソンは、広範な立場に立って、チェックを行うように努める。

2 チェック当日に介助が必要な場合、チェックパーソン自身が準備する。

3 チェックパーソンは、チェックの進め方やチェック後の対応に問題がある場合、事務局に意見を申し出ることができる。

附 則

この要綱は、平成24年 5月 1日から実施する。

本システムの進め方

